○評価基準

評価基準は以下のとおりである。

評価項目	評価基準	配点
基本方針	本市の方針や考え方、業務内容や性質など仕様書の内容を十分に理解した上で、受託に当たっての考え方、方針、提案等が明確に示されているか。	１０点
実施体制	・業務責任者・業務従事者等の体制（人員配置、組織体制）や市との連携体制が、業務を円滑に遂行できるものとなっているか。 ・効率的、効果的な業務手法等（実施する上での工夫やノウハウ等）の提案がされているか。 ・事業効果の検証方法について、適切な仕組みが提案されているか。	２０点
事業者の登録	本事業の参画事業者をより多く登録するための対応ができるとともに、適正な事業者を登録するための事務を行うことができるか。	１５点
クーポン発行等	・クーポン発行、利用方法が対象者・参画事業者双方にとって分かりやすいか。 ・クーポンの不正利用防止策を設けているか。 ・対象者へのクーポン利用の促進ができるか。	２０点
個人情報保護	個人情報保護の取り扱い方針が示されており、個人情報の保護のための具体的な対応策が示されているか。	１５点
事業実績	令和２年４月１日以降、他自治体において本事業と類似した事業の実績があるか。	２０点
合　計		１００点

○受注候補者の選定

（１）提出された書類及びプレゼンテーションから総合的に審査し、委員全員の合計点数が最も高い提案者を受注候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。同点の場合は評価項目「実施体制」の得点が高い者を上位とする。なお、委員全員の合計点数が満点（５００点）の６割に満たない場合は、受注候補者選定の対象から除くとともに、評価項目「事業実績」以外の各項目に１つでも０点の点数があった場合は、合計点数にかかわらず、受注候補者選定の対象から除くものとする。

（２）受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者とし、契約締結に向けた必要な協議を行うこととする。

（３）審査の結果、いずれの提案も本業務の履行が確保できないと見込まれる場合は、受注候補者を選定しない場合がある。

（４）選定結果については、受注候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により令和７年３月２７日（木）以降に通知する。